

(ご参加1名様毎にご記入下さい)

# 参加申込書

下記参加申込書をコピーしていただき、FAXまたは、郵送にてお送りください。

当該事項をもしもご記入ください。

## 比叡山延暦寺 世界遺産登録30周年記念「行者道」をゆく初冬のたび

日程：2024年 12月7日(土)～8日(日) □ 集合場所：京阪「坂本比叡山駅」9:00集合

|        |                        |    |    |  |          |
|--------|------------------------|----|----|--|----------|
| フリガナ   |                        |    |    | TEL  | 性別○印     |
| 本人氏名   |                        |    |    | 連絡先  | 男・女      |
| 生年月日   | 西暦                     | 年  | 月  | 日  | 年齢 (満 歳) |
| フリガナ   |                        |    |    | 保護者氏名 ※18歳未満の方のみ記入   |          |
| 現住所    | 〒                      | 都道 | 市郡 | 府県   | 区        |
| E-mail | ※変更連絡等しますので、必ずご記入ください。 |    |    | ※いただきました情報を元に今後イベント等のご案内をさせていただきます場合がございます。不要の方はし点を願います。 □ |          |

### <旅行条件のご案内>

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取消条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

**1. 募集型企画旅行契約**  
この旅行は株式会社アステージ(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、お渡しする確定書面及び当社旅行業募集型企画旅行契約の部によります。当社は運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)を管理する事を引き受けます。

**2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立**  
1. 所定の申込書に所定事項をご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」それぞれの一部又は全部として取扱います。

2. 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

3. お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受領をもって契約成立となります。

| 旅行代金の額              | 申込金(おひとり)  |
|---------------------|------------|
| 20,000円未満           | 5,000円以上   |
| 20,000円以上50,000円未満  | 10,000円以上  |
| 50,000円以上100,000円未満 | 20,000円以上  |
| 100,000円以上          | 旅行代金の20%以上 |

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

**3. 旅行代金のお支払い期日**

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払い頂きます。基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定日までにお支払いいただけます。

**4. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの**

1. 旅行日程に明示した交通機関の運賃・料金、宿泊代金、食事料金、観光料金、消費税、その他が含まれます。

2. 旅行代金に含まれる費用の内、運送機関の利用等級は特に注釈がない限りエコノミークラス利用となります。

3. 旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費及び観光費、個人的な飲食・通信費、サービス料、専用個室利用追加料金、希望者のみが参加するオプションツアー代金は旅行代金に含まれません。

**5. お客様による旅行契約の解除**

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

#### 表) 取消料

| 旅行契約の解除期日                     | 取消料(おひとり) |             |
|-------------------------------|-----------|-------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって          | 右記日曜旅行以外  | 日帰り旅行(夜行含む) |
| <1>21日前に当たる日以降の解除             | 無料        | 無料          |
| <2>20日前に当たる日以降の解除(<3>~<7>を除く) | 旅行代金の20%  | 無料          |
| <3>10日前に当たる日以降の解除(<4>~<7>を除く) | 旅行代金の20%  | 旅行代金の20%    |
| <4>7日前に当たる日以降の解除(<5>~<7>を除く)  | 旅行代金の30%  | 旅行代金の30%    |
| <5>旅行開始の前日の解除                 | 旅行代金の40%  | 旅行代金の40%    |
| <6>旅行開始の当日の解除                 | 旅行代金の50%  | 旅行代金の50%    |
| <7>旅行開始後の解除または無連絡不参加          | 旅行代金の100% | 旅行代金の100%   |

**6. 当社による旅行契約の解除**

次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。(一部例示)

1. 旅行代金が所定期日までに支払われない場合、当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解除日の取消料を違約料として扱います。

2. 参会者が最少催行人員(パンフレット記載の人数)に満たない場合、この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に通知します。

3. 申込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

**7. 旅程管理**

1. 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なお客ご自身の手続きをお願いいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。

2. 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

**8. 当社の責任及び免責事項**

1. 当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。(お荷物に関する賠償限度額は15万円)但し天災地変、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらに生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。

2. 当社はお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

**9. 特別補償**

当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度します。ただし、補償対象品の1個または1対については、15万円を限度します。

**10. 旅行条件**

この旅行条件は、2024年1月1日を基準としています。

#### 11. 旅程補償

1. 当社は、次表に掲げる契約内容の重要な変更(次の【1】【2】【3】に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第9項の規程に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ 戦乱、暴動、工官公署の命令、才欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ 旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置

【2】第5~6項の規程に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

【3】1.パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

3. 当社が、本項1の規程に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第9項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額をお客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

4. 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

**12. 個人情報取扱について**

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます(ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます)。このほか、当社では、(1)当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡に個別に必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用していただくことがあります。

イベントに関するお問い合わせ・お申し込みはこちら

アクトワン株式会社「比叡山延暦寺のたび」事務局 担当:福田

〒545-0014 大阪市阿倍野区西田辺町2-6-21 西田辺ハイツ325号 アクトワン(株)内

TEL. 06-6115-6648 FAX. 06-6699-5800

☑ tenjyo@actrep.com URL https://www.actone.name/sizuoka-syukubou/

WEBからのお申込はコチラ



アクトワン 比叡山延暦寺のたび

検索